

江東区 保育所等における臨時休園等ガイドライン

1 目的・趣旨

江東区内の認可保育所、地域型保育事業所（以下、「保育所等」という。）において、地震、台風、集中豪雨等の自然災害発生時や発生が予見される場合（以下、「災害時等」という。）に、児童や保護者、職員の生命や安全を守るため、迅速かつ適切に判断・行動できるように、保育所等の開所や臨時休園の判断基準についてガイドラインを定める。

2 対象施設

認可保育所、地域型保育事業所

※認可外保育所等については本ガイドラインを参考に判断する。

3 基本的な対応方針

区は災害時等に、本ガイドラインに基づいて保育所等における臨時休園の判断を行う。

ただし、保育所等は、保護者が就労などにより家庭で保育できない児童を保育することを目的とする施設であり、災害時等であっても、特に医療関係者や災害対応等に関する業務（医療関係、防災機関、公共機関、ライフライン関係、輸送関係等）に従事する保護者の児童については、保育の提供が求められる。

そのため、児童・職員の安全確保を最優先としたうえで、災害時等においても、施設及び施設周辺の安全確認と児童を受け入れるための職員体制の確保を前提に、可能な範囲で保育の提供（縮小開園を含む）に努める。

4 臨時休園の判断基準

	防災気象情報・避難情報等	開園前	登園後
風水害	【気象庁】 ●特別警報 発表（大雨・暴風・波浪・暴風雪・大雪） ※警戒レベル5相当 ●高潮警報・高潮特別警報 発表 ※警戒レベル4相当	●臨時休園とする。	●臨時休園とする。 ※危機管理マニュアル等に基づく対応を実施する。 ※園児・職員の安全を最優先としつつ、事前に定めた避難方法や保護者への連絡を速やかに実施する。
	【江東区】 ●緊急安全確保 発令 ●避難指示 発令 ●高齢者等避難 発令 ※警戒レベル3以上	●臨時休園とする。 ※該当区域に所在する園のみ	
津波	【気象庁】 ●津波警報・大津波警報 発表	●臨時休園とする。 ※高潮ハザードマップで浸水が想定される区域に所在する園のみ	
地震	●区内で震度5強以上 観測	●臨時休園とする。 ※施設および周辺の安全が確認され、ライフライン・職員体制が整っている場合には、区災害対策本部と連携のうえ、開園（縮小開園含む）または再開を可とする。	●臨時休園とする。 ※危機管理マニュアル等に基づく対応を実施する。 ※園児・職員の安全を最優先としつつ、事前に定めた避難方法や保護者への連絡を速やかに実施する。
計画運休等	●区内の主要鉄道（JR・メトロ・りんかい線等）の全線が運休実施（計画運休含む）	●臨時休園とする。 ※ただし、職員体制が確保できる場合は、開園する（縮小開園含む）。	●保育を継続する。 ※保護者には、公共交通の停止予定や周辺の安全状況を勘案し、無理のない範囲でお迎えを依頼する。
その他	●熱中症特別警戒アラートが前日14時に発表	●翌日は臨時休園とする。	—

その他

- 災害発生等の恐れがあり、安全な保育が実施できない場合は区と協議のもと臨時休園とする。
- 区災害対策本部において保育園の開園または休園等の方針が示された際はその方針に従う。

※原則として、上記基準に該当する場合は臨時休園とする。

※防災気象情報（気象庁）は、区単位で発表される。

※避難情報（江東区）は、対象区域を指定（地域や地番等）して発令される。

5 保育の再開

警報・避難指示や災害の発生により臨時休園した場合は、施設及び施設周辺の安全確認、ライフラインの状況確認、職員体制の確保ができ次第、速やかに開園する。なお、再開等については、必要に応じて区と協議のもと判断する。

施設に被害があり一部使用できない箇所がある、交通機関の運休等により出勤できない職員がいるなどで通常保育を行うことができない場合であっても、原則、臨時休園した翌日（翌日が日曜日・祝日の場合は翌開園日）は、可能な範囲で保育の提供（縮小開園を含む）に努める。

《解除の時間と対応の日安》

解除時間	対応の考え方
午前7時頃までに解除	原則、開園。ただし園長判断により開園時間の繰下げ（例：9時～、午後～）や縮小開園等も可
午前7時以降に解除	原則、当日は休園扱い（受入れ態勢が整えば縮小開園等も可）

6 児童の引き渡しについて

児童の生命を守り、安全に保護者に引き渡すためには、保護者の理解と協力が必要不可欠である。そのため、保護者への連絡手段（メールの一斉配信や保育 ICT システム、ホームページの活用など）を決め、事前に周知しておくとともに、避難場所や避難経路、引き渡しルールなど、災害時に保育所等が行う各種対応について、保護者へ丁寧に継続した周知を図り、理解を得られるよう努める。

保護者には「無理のない範囲での引き取り」をお願いするとともに、公共交通機関の停止・道路冠水等の理由で保護者の移動に危険が伴う場合には、引き

取りの依頼は控える。

状況によっては、保護者が迎えに来られないことを前提に、引き続き園内の安全保育を継続する。

7 区への報告

災害発生後の人的被害や建物被害などの被災状況については、「こども未来部所管施設発災時初動対応手順」に基づき、区へ報告すること。ただし、区へ連絡がとれない場合であっても、保育所等において随時情報収集に努め、適切に状況把握を行っておかなければならない。

【参考】区が発令する避難情報と気象庁防災気象情報について

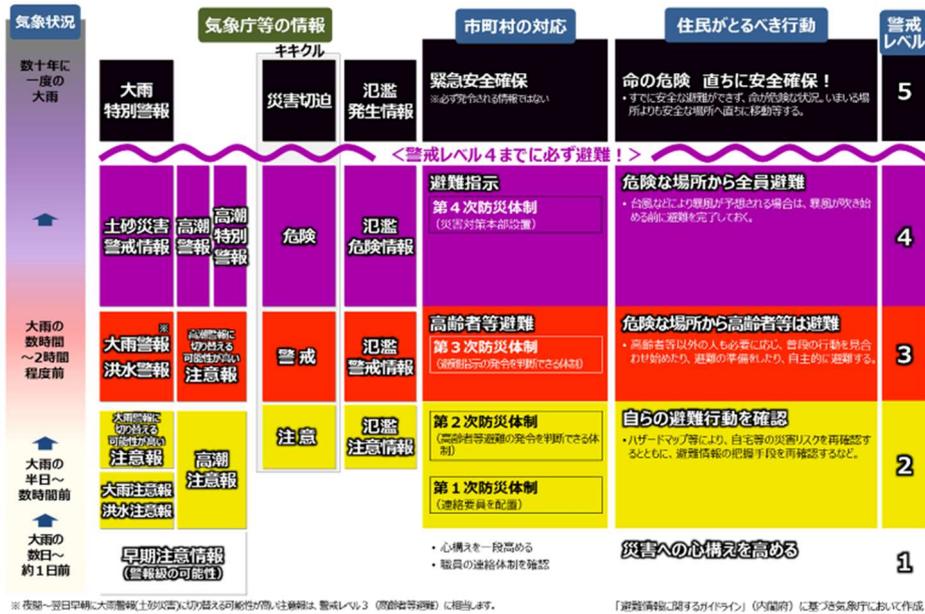
区が発令する避難情報は以下のとおり3種類あり、災害の危険度に応じた「警戒レベル」を付記し、区が総合的な判断に基づき発令するものである。

- ・緊急安全確保（警戒レベル5）
- ・避難指示（警戒レベル4）
- ・高齢者等避難（警戒レベル3）

一方で、気象庁が発表する防災気象情報（警報・注意報等）にも、「警戒レベル相当」として危険度に応じたレベルが設定されている。

江東区では、避難情報の発令にあたり防災気象情報の警戒レベル相当も判断材料になるが、総合的に判断を行うため、必ずしも区の避難情報と気象庁防災気象情報の警戒レベル相当のレベルが一致するものではない。

防災情報と警戒レベルの関係（気象庁HP）



防災気象情報・避難情報等については、以下をご活用ください。

【江東区防災ポータル】 <https://bosai.city.koto.lg.jp/>

【江東区防災アプリ】 ★ダウンロードはこちら★

◀ iOS (AppStore) ▶

◀ Android (GooglePlay) ▶

